

裁判員経験者意見交換会議事録

1 はじめに

(1) 出席している検察官，弁護士及び裁判官の紹介

司会者：それでは，これから裁判員経験者意見交換会を始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ちょっと暑いので上着を脱がせていただきます。皆さんもどうぞ適宜おとりくださいませ。

裁判員制度が始まりましてから3年近くが経過いたしました。大阪でも随分多くの裁判員裁判の審理，判決が行われまして，多くの方々に裁判員として御参加いただいた次第でございます。本日は7名の経験者の方に御参加いただきました。お忙しい中御参加いただいたことまことにありがとうございます。皆さんには裁判終了直後にアンケートなどをして御意見を伺ったところではありますけれども，裁判員を経験なさった後，しばらく経過したこの時点で改めて振り返っていただきながら，御意見，御感想をいただくということも有意義かと思いますので，お呼び立てした次第でございます。お伺いした御意見などを今後の裁判員裁判の運用に生かしてわかりやすく充実した裁判員裁判を行っていくための参考とさせていただきたいというふうに思っております。

それでは，まず本日の会に参加していらっしゃる方の御紹介をいたします。検察庁から太田玲子検事に御参加いただいております。

太田検察官：よろしくお願ひします。

司会者：また，弁護士会から笠松健一弁護士にお越しいただいております。

笠松弁護士：よろしくお願ひします。

司会者：裁判所からは遠藤邦彦判事に御出席いただいております。

遠藤裁判官：よろしくお願ひします。

司会者：以上のお三方からは裁判員経験者の皆さんからの御質問に随時答えていただくとか，逆に経験者の皆さんに対して御質問をしていただいたり

する予定ですのでよろしくお願いいたします。

(2) 司会者による意見交換会の進行方法の説明

それでは、早速意見交換に入りたいと思います。きょうの意見交換会の話題事項は2つございます。1つ目は証拠調べのやり方やそのわかりやすさについての感想、意見をいただくということです。2つ目はその他審理、評議及び判決についての感想、意見とこういうふうに御案内にはお書きしておるところなんですけれども、具体的には特に守秘義務の点についてお聞きしたいと考えておる次第でございます。これら2つの話題事項について途中15分程度休憩を挟みまして、おおむね午後7時40分ころまで意見交換を行って、その後、傍聴されている報道機関の皆さんから20分ほど質問をいただく時間をとって、午後8時ごろ終了という予定でございます。

2 意見交換

(1) 証拠調べのわかりやすさについて

司会者：それでは早速話題事項の1つ目、証拠調べのやり方、そのわかりやすさについての感想、御意見というところから始めたいと思います。まあ、要するに、裁判員になられて初めて法廷で行う証拠調べというものを御経験なさったわけですけど、どうでしょう、わかりやすかったですでしょうか。有罪無罪を決める、刑の重さを判断していただく、そのための材料としてこの証拠調べは十分理解いただけるものだったでしょうか。ここをお聞きしたいということでございます。皆さんにはこの点について御意見を伺うために勝手ながら事前に判決要旨等、審理のスケジュール表などを固有名詞を抜いたものをお送りして見ていただきました。さらに先ほどから検察官、弁護士双方の冒頭陳述と論告弁論をお渡しして読み返していただいております。

さて、一言で証拠調べと申しましてもいろんな手続があったと思いますので、ちょっと中身切り分けて、こんな順番に御意見を伺ってはいかがでしょうかと思っております。最初はまず証人尋問、証拠調べというところから始めて、次に書類、証拠となっている書類の朗読など、あと図面や写真もあったと思います。それらについていかがだったでしょう。そしてその後、被告人質問についても若干お聞きして、その後冒頭陳述に戻って最初の冒頭陳述、どうでしたでしょう。そして最後の論告弁論、どうでしたでしょう。こういう順に進めたいと思っております。

というわけで、まず証人尋問から御意見をお伺いするというところから始めたいなと思っております。ということになりますと、みっちり長い時間証人尋問を御経験なさった方からお伺いするのがいいかなあなんて考えているんですが、どうでしょう、7番さん、いかがでございましょうか。私が聞きましたところでは7番さんの担当の事件では殺意が争われたということで、4人もの目撃者の方々が証人尋問とお聞きしております。どんなものでございましたでしょうか。

裁判員経験者7：実際問題としてそういう立場にいるのは初めてだったものですから、証人尋問、皆さん4人ともその証人といっても実際問題として見た方かもしれませんが、そういう立場にいて証言するのも素人の方だと思いますので、テレビドラマで出てくるような関係にはいかなかったんですけども、実際問題として端的にようしゃべるような形の中でこっちが把握しなくちゃならんという状況だったんですけどね。

司会者：そうすると、ちょっとこの裁判員、7番さんとしては話をされることがずっと入ってくるもんじゃなかった。

裁判員経験者7：そうですね、最初のうちはですね。何回か時間をあけてやっている間にだんだんわかってきたというような形です。

司会者：きょう、検察官も弁護士もお見えになっているわけですけども、

その質問の仕方がどうだったかなんていう、質問の仕方にもうちょっとこうしてもらったほうがわかりやすかったとか、それはございますか。

裁判員経験者7：質問の仕方、どうのこうのというよりも、その以前の問題だと思います。

司会者：その中身がわかりにくいという。

裁判員経験者7：そうですね、最初こういう事象ですという形の中から入っていったんですけども、内容そのものに対して一方的な形の判断が出てくるような形もあったかと思えます。

司会者：なるほど、証言の中身がわかりにくい部分もあったのかもしれないんですけども、証言の中身のわかりにくさということで行くと、お医者さんの話などは私どもが、裁判官が聞いていてもわかりにくい証言、証人尋問の代表のようなところがあるんですけども、そのお医者さんの証人尋問を経験なさった1番さんはどうですかね。

裁判員経験者1：かなり長い間、いわゆる証人尋問というのか、医師の精神鑑定のお話をずうっと聞いて、その後、それぞれ質問をされたということなんですが、感じるのは、その精神鑑定がどういう位置づけにあるのかというのが裁判員の我々としては理解できていなかったところがあって、いわゆる心神喪失なのか耗弱なのかということをお医者さんの精神鑑定で話をされるのかという理解をしながら聞いていましたので、終わった後で裁判官の方から説明を受けたときに、それを聞いてどっちかを判断するんだというお話だったので、そこが非常にわかりづらかったと、そういうことを最初から聞いた上でこの医師の精神鑑定のお話を聞いていればまた違った受けとめになったのかなあと、それから医師ですから当然専門家の話なので、どちらかの、この人はそういう状態だったんだと、精神鑑定をした結果ということを書いてくれるのかなあとというように素人として感じてしまっていたということです。その辺は少し工夫をいただくとわかりやすかったのかなあと。医師の話も大変難しかったんですけども、それは結構後の弁護人

の方とか検察官の方が質問されてちょっと解きほぐしていただきましたので、総合的に見ればある程度理解はできたかなあと、ただ、目的がちょっとはっきりしなかったもので、そのところで悩んでいたというような感じ
です。

司会者：まず、何を判断するための証人なのかということを経験者にばんとこう明確にしないと、そこがまず出発点がちょっと問題だったと。それとお話の中身も御本人の、最初にプレゼンがあったんでしょね、最初にお医者の方から延々とこう長くこういうことになるというような形で。

裁判員経験者1：そうですね、1時間近い。

司会者：1時間近いんですか。

裁判員経験者1：プレゼンがあって。

司会者：ああ、長いですね。

裁判員経験者1：その後、弁護士、検察官、双方からの質問があったという感じ
です。

司会者：そのプレゼン部分がちょっとわかりにくかったということですかね。お医者
の話をお医者の方から聞かれたのは5番さんも聞かれたということのようです
けど。

裁判員経験者5：私の場合は1番さんと違ひまして、事前に争点があるという
点もありましたので、裁判官の方からこの先生からこういう説明がありま
すよということでは言われていたもので、それで本当に精神疾患があるか
どうかという見方で聞いていたもので、専門的な用語は多少出てくるん
ですが、これはある程度やむを得ないということでは、そんなに難しいとい
う感じはしなかったですね。だけど、やっぱり時間が1時間ぐらいあると
いうのは長いなあという感じはしました。

司会者：長時間、そういうよくわからないというか、初めて聞く話を、専門
的な話をずうっと長い時間聞くというのは相当な負担ですかね。

裁判員経験者5：ええ、だからそれは被告人のそういう観点を判断するんだ

ということでこちらは受け取っていますからね、あれですけど、事前にそういうあれがなかったら、やはりちょっと長いなあという感じはすると思います。

司会者：なるほどね。ここでちょっと違う観点から、証人の数の多さという点で言うと、一番この中でたくさんの証人を聞かれたのは4番さんだと思うんです。しかもいろんな争点について、いろんな証人を聞かれたと思うんですけれども、情報量、大変多かったと思うんですが、その観点からの御感想をいただけましたらどうでしょう。

裁判員経験者4：そういう証人はすごくあったんで、だれのことというんですかね、その話を、その一人一人がおっしゃられていることがまとめるのがなかなかまとまらなかったというんです。同じことを言われているんですけど、やっぱりこうそれぞれがそれぞれの言い方をされるのでちょっと的を絞りにくかったというていいんですかね。だから、そういう点では、まして自分が初めてですし、そういうふうなことを言われて、検察とか弁護士の方がいろんなことを言われても話を自分自身がまとめるということが、言われていることに対してまとめるということがちょっと難しかったですかね。

司会者：4番さんが担当された事件は事件が4つあって。

裁判員経験者4：そうなんです。

司会者：それぞれ全部否認していて、4つの事件、それぞれ証人が出てくると、こういうのでしたですね。

裁判員経験者4：はい、そうです。

司会者：加えて任意性の争いもあって、警察官証人もいるという、随分たくさん証人がいるということだったのですが、今のお話は同じ事柄をA証人とB証人とそれぞれ話すんだけど、言っていることがぴったり一致するわけじゃない、ちょっとずつ違っていると、それをまとめてどういう事実かということを考えるのが難しかったということですか。

裁判員経験者 4：把握するのがちょっと難しかったですね。

司会者：情報量全体としてはどうなのでしょう。こんなにたくさんの証人を聞くというのは裁判員としてはもう情報が多過ぎてもう理解できないとか、そんなようなことは、それはない。

裁判員経験者 4：理解できないということはなかったですけども、まあ、でも確かに1つの事件であっても、まあ4つの事件であっても、そういうふうな証人というものは確かに大事だと思いますし、まあ、それをわかりやすく説明するのも多分難しいと思うんですけども、まあ、どう言うたらいいんですかね、素人の考え方ではもうちょっと簡潔にまとめられなかったかなという気もしましたけど。

司会者：簡潔にというのはこの証人尋問の中身を。

裁判員経験者 4：中身を、はい。

司会者：一人一人の尋問の時間のことですか。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：わかりました。ちなみに4番さんは証人尋問と被告人質問が行われた日というのは6日間ですね。

裁判員経験者 4：そうです。

司会者：証人尋問については大体こんなところでよろしいでしょうか。検察官、弁護士からもよろしゅうございますか。どうぞ。

笠松弁護士：弁護士の笠松ですけれども、何人かの方はその任意性の証拠調べですね、取り調べ状況、警察官だとか検察官だとかの取り調べ状況についての証人尋問を聞かれたと思うんですけども、それはどうなのでしょう、任意性って一体何なのか、それを判断するときに警察官の証言だとか検察官の証言だとか被告人の本人質問だとか、そこを何を判断するためにそういう尋問をやっていて、で、自分たちがそれをどう判断するのかということは十分わかった上でこう判断ができたんでしょうか。証人尋問を聞いているときもそのことは意識しながら聞いたのか、そのあたりをお聞

きしたいと思うんですが。

司会者：これは4番さんにお聞きするのがよさそうですね。大変たくさんの証人尋問をお聞きになったんですが、その中で任意性に関する部分が途中で1日半ぐらいでしたかね、あって、警察官と検察官、捜査をした警察官と調書をとった検察官、で、被告人、聞かれたわけですか。

裁判員経験者4：はい。

司会者：どうでしたでしょうか。

裁判員経験者4：今、弁護士の方がおっしゃられたみたいに、何を把握して何を聞かなあかんかということは申しわけないですけどわからなくて、ただ話しておられることを聞くのが精いっぱいです。ただ、だから、今言い方が悪かったかもわかりませんが、要領よくという言い方、申しわけないんですけども、その私たち素人の者が何を言われているかということ、何を訴えたいかということをもうちょっと簡潔にというのは多分言いづらいと思うんですけども、そこをもうちょっとわかりやすく言ってほしかったなという気がします。だらだらとしゃべられて、まとめ、どこをまとめていいかというのを感じたのは事実です。

司会者：ちなみにこの事件では任意性に絞った冒頭陳述はされていないんですね。

裁判員経験者4：そうでしたかね、任意性だけのはなかったですね。なかったように思います。

司会者：任意性に絞った論告弁論はされているんですけども、任意性に絞った冒頭陳述はされていない。笠松先生、よろしいですか。

笠松弁護士：追加でもう1点だけよろしいですか。

司会者：どうぞ。

笠松弁護士：その任意性というのが何が問題になるのかというのはわかりましたか。

裁判員経験者4：いえ、すみません、でもそれを、そのときにはわかりませ

んでした、聞いているときには。私はですけども、ほかの方、何人かおられた方はわかりませんが、私はその任意性というのは、まあ、漢字を見て、大体こういう意味だろうなというのはわかりますけども、それを完全にわかって聞いていたかというたらわかりませんね、はい、済みません。

司会者：評議のときはどうでした。

裁判員経験者4：そうね、評議ぐらいになったときにはちょっとやっぱり今まで聞いてきたんで自分自身もちょっとまとめられたんで、そうですね、その任意性ということに対してはちょっとは理解したつもりだったんですけども。

司会者：論告と弁論が、任意性に絞った論告と弁論があったようですけども、そこでお聞きになった検察官と弁護人の御意見は任意性を理解するのに役に立ちましたでしょうか。

裁判員経験者4：済みません、役に立ったかどうかはちょっと申しわけありませんけども。

司会者：はい。では、よろしいでしょうか。検察官、どうぞ。

太田検察官：検察官の太田と申します。先ほど7番さんの発言で証人の方がドラマのような感じとはちょっと違ったというようなお話で言われたので、ちょっとその趣旨をもう一度お聞きしたいんですが、テレビドラマの証人ですと結構理路整然と、はきはき答えるという、そういうイメージだったということなんでしょうか。

裁判員経験者7：そうですね。実際、証人の方も初めてだと思えますし、そういう立場で置かれた中で何話していいかわからなかったんじゃないかと思うんです。その中で私どももわかりませんが、先ほどの4番の方みたいに評議ぐらいになってから大体いきさつがわかってきたかなというような形ですね。証人尋問そのものを何やっているのかなというような感じではなかったですね。

太田検察官：先ほどの御発言ですと、質問の仕方というよりそれ以前の問題

とおっしゃられたんですけども、質問がまずいから答えがわかりにくいということではなくてという、つまりどういうふうにしたらわかりやすくなったんじゃないかなあという、何か御意見はお持ちですか。

裁判員経験者7：ちょっとそのところは難しいですね。どうかなあ。

司会者：検察官の質問がまずありましたでしょう。

裁判員経験者7：はい。

司会者：検察官の質問は恐らく時間の順にどんなことを、出来事があったかということ順に聞いていかれたんじゃないかと思うんですが、その部分でもうわかりにくかったですか。

裁判員経験者7：大体要旨に基づいたような形の中身だったもんですから、実際もう殺したという点をわかっていますからね。その中で証人の方もそんなにしゃべらなかつたし、実際問題として検察側の形と弁護の形と考えたとき、その殺したという事実からすると、弁護の方の発言のほうが大分不利だったんじゃないかなと、検察側のほうがやっぱり実際問題として処理に携わった人間だからそちらのほうがいいだろうという形ですね。弁護士の先生の方が言われていることも実際問題としてわかるんですけども、実際その場に立って見たときにしゃべったことが弁護士の方のほうがやっぱり劣っているという形だったですね。

司会者：つまり大筋は争いがないので、その大筋を見たらもうこれは殺意があるというふうにもうお感じになる、そういう状況の中で細かい争い、殺意があるかないかを判断するための細かい争いを証人に語らせようとしても何のために何を語らせているのかがわからない、そういう御趣旨なんですかね。

裁判員経験者7：そうです。

司会者：なるほど、わかりました。まあ、確かにそういう争点でしたら、なかなか弁護人のほうはしんどいだろうと思うんですけども、そうすると、そもそも証人尋問、何の目的でしているのかがよく理解できない。まして、

そうすると、立场上弁護士はその証人の話のちょっとおかしいところをついてくるような尋問になるでしょうから余計何のために何を聞いているのかがわからない、そういうことなんでしょうかね。

検察官、弁護士も次に行つてよろしいでしょうか。それじゃ、次、証拠書類のほうに移りたいと思います。特に供述調書を聞かれた方について、供述調書の朗読をお聞きになって証拠の内容をよく理解できましたでしょうかということをお聞きしたいなあと思っております。そうすると、争いのない事件のほうに供述調書は多いと思います。その関係の方をちょっとお聞きしようかなと思うんですが、どうでしょう、2番さんあたりから、2番さん、たしか覚せい剤の事件で共犯者がいっぱいいるという、何かそんなタイプの事件でしたよね。争いが無いんで共犯者の調書がたくさん証拠になっていると、こういうような事件だったと思うんですけども、いかがでしょう。

裁判員経験者2：供述調書というか、該当する人たちが大体みんな似たような年代の二十前半、未成年から二十前半のかかわりのある5人が出てきていたんですけども、本当に正直言いまして軽い気持ちで乗ってきているみたいなの、そういうふうな印象を受けまして見ていたんですけども、本当に自分の子供たちに近いような人たちが集まってわいわいやっている中の会話というようなイメージを正直受けました。本当に覚せい剤を密輸するための相談とかという、私の中ではそういう相談というのはすごいもっと違った場所というか、秘密裏に行つてきてみたいなの、ちょっとそういうふうなイメージを持っていたものですから、それに何か1人からだれか紹介してくれ言われて、その人がまた自分の友達を紹介してというような、本当にそういう軽い感じの中で起こった事件で、まあ、内容的には金額とかも聞いてびっくりというような感想を持ちました。

司会者：それらの供述調書をお聞きになって読まれている内容は頭の中でこうしゃくできましたでしょうか。

裁判員経験者 2：はい，それは大体だれがどういうことを言ってだれに回してというふうなことは流れの中で理解することはできました。

司会者：なるほど。これはあれでしょうかね，その前に冒頭陳述がありますわね。冒頭陳述があって，その次に証拠書類に入ったわけですね。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：冒頭陳述を聞いて，その直後にその供述調書などをお聞きになったという，この順番がわかりやすかったですかね。

裁判員経験者 2：そうですね。冒頭陳述の段階で大体の事件の概要って，大きな概要は何となく理解できたんで，その理解の中で証人の供述を聞くというふうな，書類を読まれているのを聞くということだったんで，その辺はこの順番で十分理解はできました。

司会者：そうしましたら，その関係でもう一つ 2 番さんにお伺いしたいんですけども，恐らく冒頭陳述は証拠じゃないですよと，で，証拠じゃないものを判断の材料にしちゃいけませんという説明が多分裁判員選任の直後に裁判長からあったんじゃないかと思うんですけども，実際にお聞きになっていて，ここまでは冒頭陳述でこれは証拠じゃないんだと，ここから証拠調べが始まったんでここから先は証拠なんだと，そこがはっきりこの実際に裁判員をなさっていてははっきりわかりましたでしょうかね。

裁判員経験者 2：その辺はちょっとどうなのでしょう。その辺の細かいところは正直記憶からなくなっている部分もありますので，ただ，証拠の品物自体はごくごく本当に少ない物でしたので。

司会者：品物はですね。

裁判員経験者 2：はい，品物が少なかったんで，それを見ながらというふうなことで，まあ，冒頭陳述の分とその証拠調べの分との区切りというのはちょっと，済みません。

司会者：はい，わかりました。同様のことを今度 6 番さんにお伺いしてもよろしいでしょうか。6 番さんは保険金殺人の事件で共犯者がいっぱいいる

というタイプの事件だったようで、共犯者の供述調書がすごいたくさんあったようですけど、いかがでしたでしょう。

裁判員経験者 6：この事件は養子縁組，2人養子に入っていて、そこにもう1人の人と、その一番最後に加わった人の事件でしたので、本人が一番真相解明をして、解明をしているので、そういうのはわかりやすかったです。

司会者：供述調書の朗読，ずうっと聞いていらっしゃっても意味は大体わかる。

裁判員経験者 6：はい。

司会者：理解できる。

裁判員経験者 6：はい。

司会者：その前の，これもやっぱり冒頭陳述があって，その直後に証拠書類に入っていったと，こんな段取りだったということですかね。

裁判員経験者 6：はい。

司会者：この冒頭陳述があったことがその次の供述調書の内容を理解するのに役立った感じでしょうか。

裁判員経験者 6：はい。

司会者：何かスケジュール表を見ますと，何か証拠書類のところは2時間半ほどあって，何か随分長い時間をかけて証拠書類を読まれたんだなあと感じたんですけれども，しんどくありませんでしたか。

裁判員経験者 6：もう大事なことを横にメモするのに大変でした。

司会者：ありがとうございます。その供述調書が多かったお二人にもう一つお伺いしたいんですけれども，調書じゃなくて直接この人に聞いてみたいなああと，証人尋問で直接聞きたいなあとお感じになったところはありませんでしたかね。6番さんどうですか。

裁判員経験者 6：最後に裁判員の質問で何人がちょっといろんなことを聞いたんですけれども。

司会者：いえいえ，お聞きしたかったのは，共犯者たちは法廷に来なかったでしょう。

裁判員経験者 6：はい，来ませんでした。

司会者：で，供述調書だけしか，その共犯者の話ってわからないわけですよね。

裁判員経験者 6：はい。

司会者：もどかしくなかったですかということです。直接質問したくなかったですかということなんです。

裁判員経験者 6：それはわかりませんでしたね，そのときは。

司会者：はい。同じ事，2番さんどうですかね。

裁判員経験者 2：実際のところ，関係のある皆さんに実際に質問してみたかったのは事実ですね。被告人1人だけじゃなくて，かかわりのある方全員にちょっと聞いてみたいことはそのときはいっぱい出てきましたね，はい。書類だけじゃなくて，実物と相對してみたかったなというのはあります。

司会者：1番さんはこれ，否認，精神鑑定の事件で責任能力が争われているんですけれども，やったことは争いが無いから被害者は証人として来ないという，そういう事件だったんですね。

裁判員経験者 1：ええ。

司会者：どうでしたか，その被害者，殺人の事件でしたかね。殺人未遂の事件なんだけれども，被害者の証人尋問がないということで，その点，被害者に直接聞きたいとお考えになったかどうかという，ここらあたりどうですか。

裁判員経験者 1：割合はしっかりしてましたので，いわゆる心神喪失か耗弱かを判断するというところだけのことになっているような事件でしたので，そういう面で被害者の供述調書をずっと聞いているときに，結局，喪失にしたら無罪になっていくわけですし，耗弱でしたらある程度の減刑はしますけど，刑に，罪になるというその境目を考えるときには，被害者

の思いってどうかなというのは当然感じますけども、だからといって被害者の方が来られてそこで実際話を聞いてというように思うということはないかなかったです。

司会者：ありがとうございます。ちょっと似た話ではあるんですけど、4番さんにお伺いしたいんですけど、4番さんの事件は争っているにもかかわらず被害者は証人尋問をせずに供述調書で取り調べた、そういう事件と、それから争っていて被害者を証人尋問した事件と両方ありましたですよ。

裁判員経験者4：はい。

司会者：どうでしたか、そういう両方のパターンを御経験になった4番さんとしてはこの証人尋問、被害者の証人尋問のあり方ということについてお感じになったところはないかと思ひまして。

裁判員経験者4：第1の事件のほうは被害者の方が一応直接ではなかったですけども。

司会者：ビデオリンクですね。

裁判員経験者4：ビデオでどういう状態だったとか、どういうふうにとかいうのは聞かせてもらえたんは、それは確かに参考にはなりましたし、あとのお二方が一応被害に遭われていたんですけど、それはもう書類だけで出てきたというのは、やっぱり被害者の方も出にくいかわかりませんが、やっぱり直接どういう状況だったかいうのを聞いたかった気がします。そのほうがもうちょっとわかりやすかったかなあと思いますけど。

司会者：まあ、性犯罪に近い事件だったということと、それと犯人かどうか争いなので、どんな被害に遭ったかということは争いがないから、だから調書になったと、そういうことなんでしたね。

裁判員経験者4：そうですね。まあ、相手の方も女性だったという点も、事件の。

司会者：特殊性でしょうかね。

裁判員経験者4：はい。

司会者：これらの点については検察官や笠松弁護士からの御質問はよろしいですか。どうぞ。

笠松弁護士：6番の方にお聞きしたいんですけども、証人尋問が全くなかったということについては、普通皆さんが持っている裁判のイメージだと書類を読むよりはむしろ証人尋問をやることのほうがドラマなんかで見えたら普通だろうと思うんですけど、証人尋問が全くなくて、書類の読み上げだけで裁判したということについて、何かこう変な感じを持たれなかったのか、そのあたりちょっとお聞きしたいんですけど。

裁判員経験者6：それは初めての経験でしたのでね、それは初めての経験でしたので、こんなもんかなあと思って。

司会者：そうでしたら、ちょっと違う観点から、3番さんにお聞きしてもよろしいでしょうか。3番さん、鑑定書が、精神鑑定がございましたでしょう。

裁判員経験者3：はい。

司会者：3番さんの事件はちょっと珍しい心神耗弱であることに争いが無いというタイプの事件だったようなので、この人は精神病であると、そのことは検察官も認めていると、だから責任能力が下がっていると、で、こんな病気であって、こういうふうに精神能力が、責任能力が下がっているんだということを鑑定書という書類でお聞きいただいて理解していただいた、こういう事件ですよ。これ、お医者さん、お越しにならずに書類だけで理解していただけたのかなあと、この事件の中身を見ながら私は思ったんですけども、どうございましたでしょうか。

裁判員経験者3：まあ、私の事件は皆さんが聞いているよりは複雑ではないと思うんです、その事件内容自体は。冒頭陳述で大体その事件の概要というのはある程度理解はできました。ただし、皆さんもそうだと思うんですけど、裁判員に選ばれないだろうなということで当日行って、いきなりそ

こで選ばれて、午後からすぐもう公判の冒頭に入っていくという、その初めての経験というのは、テレビではよく、嫌いなほうじゃないですからこういうのを見るんですけど、実際にその日は自分は選ばれないだろうなという気持ちで行っている中で入ってきましたので、それとその事件的なことは別として、やっぱり専門用語が非常にやっぱり出てくる。特に病気関係のものになってくると、いろんな言葉の意味というのが非常にまずはなれない、で、そこにまず自分の頭を切りかえてついていくのに精いっぱい、だから、評議のときにいろいろと裁判長とか裁判官の人たちとやって、まずは一つ理解していくのと、あとは進行の中で少しずつその言葉の意味を理解していった、公判と一緒に入っていったということだったです。

司会者：鑑定書自体は、先ほどおっしゃったような心理状態で法廷にお座りになっていきなり鑑定書を読み上げられたんだと思うんですが、鑑定書の内容自体は冒頭陳述で説明もあったし、大体理解できたということなんでしょうか。それとも鑑定書を聞いていて、聞いている段階では専門用語も多いし、よくその場ではよくわからなかったということなんでしょうか。そこはどうなんでしょうか。

裁判員経験者3：ちょっと最初はわかりづらかったですけど、今思うと説明もまあまあしていただきましたので、自分的にはある程度わかったかなあというふうには思いました。

笠松弁護士：今の点、ちょっとよろしいですか。

司会者：どうぞ、笠松先生、どうぞ。

笠松弁護士：鑑定書の、今の3番の方ですけども、鑑定書の証拠調べの仕方なんですけども、今、その説明もつけ加わってという言い方をされたんですが、その鑑定書をそのまま読むだけだったのか、それともその鑑定書に書いてあることにいろいろ解説だとか説明をつけ加えてそれで検察官が朗読されたんでしょうか。

裁判員経験者3：私の事件は，ちょっとほかの人たちがどうかかわらないですけど，初めて経験した割には説明は結構丁寧にしていただけたかなあというふうに。

司会者：今の御質問は鑑定書の内容をお聞きになったときには検察官は鑑定書をそのままずっと読み上げるというふうになさったんでしょうか。それとも内容をかみ砕いて言いかえながら，あるいは説明を加えながら読み上げられたんでしょうか，どちらでしょうかと，そういう趣旨のようなんです。

裁判員経験者3：加えながら読んでもらいました。

笠松弁護士：その検察官が説明をつけ加えながら鑑定書を読み上げていったと，そういうことなんですか。

裁判員経験者3：そういう記憶です。

笠松弁護士：特にそれについては弁護人側から異議が出たりとかはなかったですか。

裁判員経験者3：ちょっと細かいところ，そこは，済みません。

笠松弁護士：済みません，異議と言ったらわかりづらいですかね。弁護人のほうからそういう説明をつけ加えるのはおかしいんじゃないかとか，そういう意見が出たりというのはなかったんですかね。

司会者：これは争いがない事件なものですから，恐らくそうはならないだろうと思うんです。

笠松弁護士：なるほど，そうでしたね，そうか。

司会者：ちょっと珍しいですね，責任能力は下がっているんですけども争いがないというタイプなので，恐らく今御説明になった説明をつけ加えながら読み上げるという方式は弁護人了解のもとでなされたんじゃないかと。

笠松弁護士：そうですかね。

司会者：ええ。

笠松弁護士：はい。

司会者：遠藤裁判官からは何か御質問とかございませんか。

遠藤裁判官：証人尋問も含めて。

司会者：ええ。

遠藤裁判官：裁判官の遠藤と申します。皆さん，初めて裁判員に選ばれて緊張の中，長い時間証人尋問を聞いたり，あるいは供述調書の冒頭でずうっと聞いたりということなんですけども，例えば休憩のとり方とかいったあたりについてどんな感じで，何かいい感じで休憩をとってもらえたという印象なのか，なかなかちょっと疲れてしんどいなあと思ってもなかなか休憩がとられなくてしんどかったなあという印象なのか，そのあたりを感想も含めてお聞かせいただければと思うんですけどもいかがでしょうか。

司会者：これはちょっと大分しんどそうな事件の5番さんあたりからまずお伺いしたらどうかなという気がしますが。正当防衛と殺意と責任能力と，何か随分いっぱい争われている事件のようで，大分しんどい審理だったんじゃないかと思えますけど。

裁判員経験者5：そうですけど，意外と殺意と正当防衛，責任能力ということなんですけど，割と整理されて説明されたと。だから，あんまりそんなに大変だという感じは持ってなかったですね。初日の日が，最初の日がやっぱり先ほどあったようにいきなり出ていきましたので，もうその日は何を聞いているのかなあという感じだったんですが，まあ，2日目からちょっと落ちついてゆっくり見ていきますと，本当にこれ争点が私はちょっと疑問が出まして，本当にこれが殺意の動機なのかなあという，騒音ということが動機になっていますけど，入居して三，四年たってこういう問題が出てきていると。だから，それから1階で発生している騒音，音源が3階のほうの被告人のほうになっているということと，同じそのマンションの住人だとか隣のマンションとかいろいろあると思うんですが，そこらのものが

どうもこれで読み取れるものがないし、よくわからないので、本当にこの騒音が引き金、結果的にはそうかもしれないけど、それ以前のものが何かあったんじゃないかという、そういう疑問は持ちましたけど。もう被告人も犯行を争う気はないし、正当防衛も弁護人が相当苦勞されている。いろいろ最高裁の判例から出している。いろいろ苦勞された弁護をされていましたが、まあ、責任能力もお医者さんの、精神科医のお話からして十分責任能力はあるし、正当防衛も事前に包丁を用意して持って行って執拗に18カ所も刺したり切ったりしているということで、もうほとんど争う余地はないなあというような感じだったんですけどね。

司会者：なるほど。今、ちょっと聞かれたのは休憩のとり方なんかは適切でしたでしょうかという点なんですけど、そこはどうですか。

裁判員経験者5：休憩については適切に、大体まあ学校の授業程度の感じですからね、そんなに疲れるということはないですね、はい。

遠藤裁判官：休憩の絡みで、初日の午後に供述調書の朗読がある場合が多いと思うんですけども、たくさん供述調書を聞かれた方で幾ら何でもちょっとしんどかったみたいなのところがあればですね。というか、皆さんの中で割と短めで済んだ方と多分結構長い時間ずっと供述調書を聞かれたという方がいらっしゃると思うんですけど、長い時間聞かれた方でどれぐらいその集中力が持ったかとかいうあたりについて御感想があれば伺いたいんですけどいかがでしょうか。

司会者：初日に長い証拠書類、供述調書類があった方としては、スケジュール表を見る限りはまず2番さん、3番さんあたりのようなんですけど、どんなものでしょう。3番さんどうでした。

裁判員経験者3：私たちやっぱり初めて経験したから、裁判官さんの人が言われる、そのどれが長くてどれが短いかというのがまず判断が、1時間が長いのか、いやもっと3時間の冒頭陳述があるのかというのがわからなくて、私のやったやつがこれ時間見ると45分、20分、20分ですか。

司会者：いや，冒頭陳述の部分じゃなくて，その後，捜査報告書であるとか鑑定書であるとか供述調書であるとかの朗読があったと思うんです。それがスケジュール表を見ると140分となっているんですよ。2時間以上お聞きになったんだなあと，これは大変だろうと。

裁判員経験者3：これは大変なんですかね。ああ，そうなんですか。

司会者：ほかの方は大体30分ぐらいなんですよ。

裁判員経験者3：はあ，そうですか。

司会者：ええ。で，2番さん，3番さんは長いんですよ。

裁判員経験者3：今，初めてちょっと知ったんですけどね。そういう何というか，比較するレベルがわからないし，事件によってそれが正しいかどうかともわからないですけど，率直には長いなと思いました。

司会者：当然ながら争っている事件だとほとんど証人尋問になるので，証人の話が大部分になって，その調書を読むというのがほとんどなくなるんですけども，2番さん，3番さんは争いがないので，随分長くこう証拠書類をお聞きになったようなので。まあ，ちょっと長いかなという感じですか。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：2番さんはどうですか。

裁判員経験者2：私が担当した分に関しては弁護人の方が被告人のいろいろ生活状況の中でのいわゆるダンスの発表のときのDVDを出してきたりとかいうふうなことで，割と目に訴えるような戦術に出てこられてまして，そのお話の仕方もどちらかという書類を読むというよりもドラマのナレーションをしているような抑揚のついた感じでされていましてので，時間的にはそんなに長いとは思わなかったんですけども，ただ，ちょっと抑揚をつけ過ぎているというので若干何が言いたいんでしょうかというようなところもあったのも事実ですけど，実際問題，時間，今見て70分，45分って書いてあるのを見て，逆に，え，そんなに長かったかなというよう

な実感はしております。

司会者：ありがとうございます。恐らく実時間で一番長いのは6番さんなんではないでしょうか、3時間ほどになっていますけれども、そんな長い時間延々と供述調書を聞かれて大変じゃなかったかなと。先ほどそれほど大変じゃなかったようなお話。

裁判員経験者6：はい。

司会者：そうでしょうか。初日のこの裁判員になられた直後に冒頭陳述はまあ30分ぐらいで終わっているんですけど。

裁判員経験者6：最初の日はもうかなり緊張していましたので、その時間が長いとか、そういうことよりも、それを聞くのが精いっぱい、もうあんまり長いとか短いとかいう、そういうことは感じませんでしたね、真剣でしたから。

司会者：はい、わかりました。スケジュールを見ると3時間ほど証拠書類の朗読が続くんですけども、その間、途中10分、10分と1時間、50分置きに。

裁判員経験者6：小まめにとっていたと思います。

司会者：ええ、50分置きに10分、10分と休憩が入っているので、これで大体よかったということですか。

裁判員経験者6：はい、小まめにとりました。

司会者：遠藤裁判官、そんなところでよろしいでしょうか。

遠藤裁判官：はい。

司会者：あともうちょっとやりましょうか、いや、ここがでも切りがいいですね。ここで休憩しましょうか。検察官、どうぞ。

太田検察官：書証の証拠書類の朗読がまあ時間がかかるという一面と、たくさん証人が出てきているいろんな人の話をまとめて理解しないといけないという問題と両方あると思うんですけども、証拠の書類を朗読するのをお聞きになり、証人の証言もお聞きになった方の意見をお伺いしたいんですけど

ども，調書というのは結構内容が取りまとめであるけど，まあ，ある意味聞いていると場合によっては退屈かもしれないと，本人に聞いてみたいなというところがあるかもしれないと。で，証人は証人で質問の仕方，あるいは答え方によってはちょっと理解がしづらい場合もあるかもしれないということなんですけど，どちらのほうがいいというのは何か感想はお持ちですか。

司会者：この御質問は4番さんが一番適當かもしれませんね。被害者について証人尋問で被害者の尋問をした事件と，供述調書で被害者の話を聞かれた事件とがある，こういうパターンですので，一長一短かとは思いますが，どんな感じでしょうか。

裁判員経験者4：まあ，わかりやすいのは被害者の方の口から一応聞くほうが調書で読み上げてもらうよりは理解しやすかったですけども，調書ももうちょっと，そうですね，言いにくいですけど，調書ももうちょっとまとめて書くわけにはいかないでしょうけども，供述調書も余りだらだらと長かったら要領をもうちょっと，要点というんですか，そういうのをもう少しはっきり書いてほしいなという気もします，同じことの繰り返しじゃなくて。どう説明していいかはちょっと言葉にうまく出ないんですけども。だから，やっぱり被害者の方の意見を聞いたほうがわかりやすかったのはわかりやすかったですけども。まあ，調書だけを読み上げてもらうのよりも真実性というんですか，信憑性と言っていいでしょうかね。私はそう思ったんですけども。

司会者：ほかの方もこの質問について何か御意見ございましたら，ないでしょうか。2番さんですね，恐縮です，2番さん，被告人の調書をお聞きになりましたでしょう。

裁判員経験者2：はい。

司会者：ほかの方は被告人の調書なしで全部，被告人の口から全部聞いている方も中にはいらっしゃるんですけども，2番さんの場合はまず事件自

体については調書を読まれて、その後被告人質問したと、こういう順番だったと思うんですけど、これ被告人の調書で被告人が何をしたかというのを聞かれるのと、その後被告人質問でまた被告人が何をしたかを聞かれたと思いますが、それとの関係でどっちがいいとお感じになられたかというのはございますか。

裁判員経験者2：そうですね、どっちがいいというか、まあ、先に調書のほうである意味ちょっとこちらもこの人に対する予備知識みたいな形でちょっと入ってきていたんですけど、ただ、その文面にあらわされてるのと本人目の前にして本人の口から出てくるのとやっぱりとるこちらにもニュアンスが違いますので、で、やっぱり文章で理解していてこういうことだろうなと思って後で本人の話を聞きますと、その自分の理解してたのが本人の意思とは若干違ってたという部分とかもありましたので、やっぱりどちらがどうというんじゃないんですけど、やっぱり何というんでしょうね、事前にちょっとそういうふうな情報を持った上で本人に質問できれば一番適格にこちらも判断する材料が得られるのではないかなあというふうには思います。

司会者：太田検事、こんなところでよろしいでしょうか。

じゃ、ここで休憩いたしましょう。15分休ませていただいて、7時15分から再開といたしましょう。

(19:00 休憩)

(19:15 再開)

司会者：まだ、一、二分、あと1分ほどちょっとあるんですけども、おそろいですし、よろしければ再開いたしましょうか。じゃ、そうさせていただきます。

次に、ちょっと冒頭陳述についてお聞きしたいんです。裁判はまず冒頭手続といって、起訴状を読み上げて、被告人弁護人が認めるか認めないか、

どこを争うかという意見をおっしゃる。引き続き検察官と弁護士からそれぞれ冒頭陳述があったと思うんですけれども、このちょっと冒頭陳述に絞ってそのできといたしますか、わかりやすかったか、それとももうちょっとこういうふうに言ってもらったほうがよかったんじゃないかなと感じられたか、そこをちょっと絞ってお聞きしたいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

1番さんは責任能力の争いという非常に難しい論点を御担当になったわけですが、証人尋問でのお医者のお話がどうだったかとか、その後の検察官、弁護人の質問がどうだったかとかはちょっと置いておいて、しょっぱなに行われた冒頭陳述で責任能力の争点についてわかりやすくプレゼンテーションが行われたかどうか、そこはどのように思われましたか。

裁判員経験者1：総合的に言えば割合わかりやすかったのではないかなというようには思っています。で、なぜ、そういうように感じるかといいますと、ほかのところでもそうなのかもしれませんが、事件の概要が話されて責任能力を問うということから犯行までのいろんないきさつ、その方の生い立ちとかいろんなことがあったり、被害者との関係とか、そういうこともこういうようにあります。それはこの証拠に基づいてこういうように陳述していますというようなところを、根拠のその証拠のこれですと言いながら話していただいていたので、それでいきさつがあり、犯行の状況があって、で、さっき言われた争点の責任能力がここですよというように説明があって、それぞれにどの証拠に基づいてこうです、どの証拠に基づいてこういうことが言えるんですということを最初にずうっとお話いただいていたので、比較的理解しやすかったかなあというように思っています。ただ、あえて申し上げれば、しょっぱなですので、責任能力のあるなしが争点になると言われるところをもう少しかみ砕いてお話しいただいたほうが、この事件の概要をぱっと頭に入れたときに、それで先入観で自分でもうこういう事件なんだから、当然加害者は悪い、何が何でも悪

いというような頭にはすっと入ってしまいますので、その辺をもう少しちょっと陳述の中では工夫いただけると、後の評議しているときでもその辺がもう少しうまくいったところもあるのかなあというように感じます。

司会者：そうすると、あれですかね、責任能力が争いとなる事件で冒頭陳述であんまり詳しくいきさつがどんな犯行だったかと、どんなやり方であってどんな被害が生じたのかということは余り詳しくおっしゃると、こう悪い事件だなあということが先入観になって、ちょっと責任能力の判断にこうちょっと予断というか、ちょっと悪い影響が生じると、そういうことですか。

裁判員経験者1：いや、そういうことではなくて、当然、きちんと話をしてもらわなきゃいけないんですけど、その話をされる前にこの争点は責任能力にあって、責任能力というのはこういうものであってということをきちんと話していただかないと、やっぱり我々一般からすれば罪を犯したらそれを償うのが当たり前であって、どういう精神状態であろうと罪は罪なんだと、やっぱりどうしてもそれを感じてしまうのがやっぱり、ですから、法律のプロではありませんのでそうってしまうので、それが最初に余りその最初の責任能力が争点で、責任能力はこういうことで、だから無罪になることもあるんですということを最初アナウンスしていただくと割合冒頭陳述の細かいことを聞いていても先入観が入りにくくてよかったかなという感じを受けるということです。

司会者：なるほど。恐らく裁判官から責任能力の説明があったかと思うんですけれども、それはスケジュール表を見ましたら冒頭陳述の直後ですかね。

裁判員経験者1：そうですね。

司会者：そうですね。だから、冒頭陳述の後に裁判官から責任能力についての説明があったんだけど、前にあったほうがよかったんじゃないかと。

裁判員経験者1：そうですね。

司会者：そういうことでしょうか。

裁判員経験者 1：そういうことを頭の中に入れて聞いているのと、ざあっと聞いて、そういうことがそうなんですと聞くのはちょっとイメージが違うかなと思ったということです、まあ、強いて言えばというところですが。

司会者：ありがとうございます。4番さんにお聞きしたいんですが、4番さんはたくさん事件があってみんな争われていて、それぞれ冒頭陳述が行われたと思うんですけれども、このそれぞれの事件の冒頭陳述がその後聞かれた証拠調べをわかりやすくする効果があったかどうか、いかがでしょうかね。

裁判員経験者 4：証拠調べをわかりやすくするよということですね。

司会者：ええ。冒頭陳述はその後の証拠調べがわかりやすいものになるように証拠調べの道しるべを示すというような意味合いがあるかと思うんですけれども、御経験になってそういう効果があったかどうかと、そういう観点からちょっとお聞きしたい。複雑な、なかなか争点が複雑な事件だけにどうでしたでしょうかということでございます。

裁判員経験者 4：そうですね、まあ、わかりやすかったとは言いづらいです、結論を言えば。証拠調べといえますかね、まあ、今、おっしゃられたことは冒頭陳述を一応読んでということですよ。

司会者：ええ、もうちょっと端的に聞きますと、4番さんの事件は被告人が犯人かどうかということで、防犯カメラに映った映像の人物が被告人なのかということ。それから、幾つかの事件がすぐ近くで起きているので、すぐ近くで起きている同じ手口の事件だから同じ犯人に違いないと、そういったことが争点になる事件だったでしょう。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：そういう検察官がこういう争点で、こういう争点にこんな証拠を今から示していくんですと、これを皆さんに予告するのが冒頭陳述なわけです。

裁判員経験者 4：ええ。

司会者：そこがこうすっとわかりやすくなりましたでしょうかということなんです。

裁判員経験者 4：そういう点はわかりやすかったですけども、この人が一応カメラに映っている人が被疑者であろうなという点はわかりやすかったですけども、まあ、ただ確定的なその証拠というんですか、それはちょっとわかりづらかったのはある。

司会者：冒頭陳述を見ますと、見ますとというか、これ、実は私が担当しているのを見なくても覚えているんですけども、冒頭陳述で映像に映っている人物が被告人であるということを検察官が例えば服がここがこういうふうに似ているとか、靴の色が同じであるとか、髪型のここがこういうふうになっているところがこことここが一致しているとか、そういうことを冒頭陳述でかなり細かくおっしゃっていました。

裁判員経験者 4：はい、そうでしたけど。

司会者：これはどうお感じになられたでしょう。

裁判員経験者 4：そういう点では、ああ、確かにそうかなというふうには一応映像を見て思いましたけど。まあ、でも、自分自身はこの人だろうなと思うという目で見っていたのでそう思ったのも事実ですけども、本人であろうなという目で見っていたのは。被疑者というんですか、だろうなという目で見っていたのでというのもあると思いますけども。

司会者：まあ、冒頭陳述を聞かれたときには検察官がおっしゃっていることは理解できたと、こういうことなのでしょうね。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：わかりました。逆に冒頭陳述が随分とこう短い時間で行われたものについてちょっとお聞きしたいんですが、6番さんいかがでしょうか。6番さんは保険金殺人で共犯者がいっぱいいるというタイプの事件で、人間関係といきさつが随分複雑な事件のように思えるんですが、スケジュールを見ますと検察官の冒頭陳述は10分で行われているということで、この

何か複雑な人間関係の、いきさつも結構複雑な事件を10分の冒頭陳述でよくしたなという感じがするんですけども、冒頭陳述をお聞きになって、この人間関係とかいきさつとか、これからどんな証拠調べが行われるかというのがおわかりになりましたですか。

裁判員経験者6：こういう書類にこういう図面が書かれてましたので、そういうのを見ながらいろいろ書類を見回して聞いておりましたので。

司会者：なるほど、ビジュアルな書面が、ビジュアルな、色つきの。

裁判員経験者6：ああ、図面がね。

司会者：色つきの図面が。

裁判員経験者6：図面というて。

司会者：大変わかりやすかったということですか。

裁判員経験者6：はい。

司会者：6番さんの事件を拝見しますと、弁護人のほうも同じような冒頭陳述、図面の冒頭陳述をなさっています。

裁判員経験者6：はい。

司会者：弁護人のほうはどうですか。

裁判員経験者6：よう似たもんだと思いましたけど。

司会者：実は、ほかの方はほとんどこんなのないんです。ほかの方は検察官はビジュアルなんですけど、弁護人は全然ビジュアルじゃない、色もないし図もないと、字が書いてあるだけというのが大部分の方なんですけれども、6番さんは検察と弁護人と両方からこの色つきの図面が出てきて、冒頭陳述。

裁判員経験者6：これはこれしといってくれなかったら、この養子縁組とか、そのまた養子でない人とか、ちょっと色分けでしてくれてたので、これは大変よくわかりました。

司会者：はい、わかりました。同じく弁護人の冒頭陳述のちょっと変わったスタイルという意味で7番さんにちょっとお伺いしたいと思いますが、7

番さんの事件を拝見しますと、検察官は今の6番さんと同様に非常にビジュアルな色つきの図面形式の冒頭陳述だったんですが、弁護人のほうはレジユメが出てるんですね。レジユメの項目だけというのが出ていて、これはこれだけぱっと見ると何かこれで弁護人の冒頭陳述が行われたら頭に残るのかなという気がちょっとしたんですけど、どんなもんでしょう。

裁判員経験者7：弁護人の先生のほうの反駁する冒頭陳述というのは検察側に対しての反論みたいな形で、情に訴えるような形のものが多かったですね。ですから、実際、事件を起こして事実関係は検察官のほうから出てますから、それに基づいた形の反駁材料としてはちょっと薄かったんと違うかなあとと思いますね。

司会者：それは弁護人がおっしゃる内容が薄かったという。

裁判員経験者7：そうですね。

司会者：書面としては、これじゃあ簡単過ぎるとか、もっと書いてあったほうがいいのか、あるいは書面はこんなもんでいい、あとは口で言えばいい、どんなもんですか。

裁判員経験者7：項目は別にこれでいいと思うんですけど、あとは表現方法ですね。弁護人さん、証人に対する形だと思います。

司会者：はい、わかりました。論告弁論についてもちょっとお伺いしたいと思うんですが、論告弁論をお聞きになって、論告弁論は証拠調べが終わって最後に評議直前に行われることになるので、評議をするときに御自分の考えをまとめる材料として役に立ったか、そういう観点からお聞きしたいなと思っております。ちょっとお伺いしたいのは、例えば5番さんですね、5番さんは先ほどもちょっと伺いました正当防衛とそれから責任能力という、法律論としてはかなり難しい論点が結構盛りだくさんな事件で、論告弁論も随分詳細なものになっている様子なんですが、これは評議の役に立ったかという観点からちょっと御意見を伺いたいなあと考えております、いかがでしょう。

裁判員経験者5：この検察の方の資料のまとめ方が上手だなあとということと、説明がわかりやすく、よく理解できました。その点弁護側のほうは、先ほどもちょっと言いましたけど、攻め方、弁護のほうに相当苦勞されたのか、正当防衛について最高裁の判例がどうだとか、そういうことを延々と述べられて、我々にすると、そういうことはもういいよという感じがしましたですね。だから、検察のほうの、これは評議についても項目ごとに端的に殺意があったか、正当防衛が責任能力というところできちっと整理されて出されてますので、評議のときにもこれを見ながら評議をしたと。資料は非常によくできていると思いました。

司会者：ありがとうございます。今、ちょっと余り最高裁の判例を引用したりする弁論はちょっとよろしくないという御意見がありましたけれども、ちょっとまあ、判例を引用するのは別として、弁論の仕方のスタイルという意味で、またちょっと7番さんにお伺いできればと思うんですが、7番さんがお聞きになった弁論はこれペーパーなしでやったんですかね、この資料を見ますと。お手元には何もペーパーはない状態で、画面に言葉を映し出す形でやられたんでしょうか。

裁判員経験者7：そういうこともなかったですね。弁護士の先生のほうからは口頭で。

司会者：口頭ですか。

裁判員経験者7：説明があったようですね。

司会者：パワーポイント図面が出されているようなんですけど、これはしゃべりながらこういう画面がモニターに映写されたんでしょうか。

裁判員経験者7：えっとモニター、配付されてましたから。

司会者：これは配付されたんですか。

裁判員経験者7：はい。

司会者：ああ、なるほど。パワーポイント画面のような資料があるんですが、これは配付されて、しかしここに書いてあるのは本当に単語というか、ご

く簡潔なことが書いてあるので、実際にはもう口頭ですっとやる。

裁判員経験者7：そうですね。

司会者：わかりやすかったですか、どうでしょう。

裁判員経験者7：だから、実際問題として検察側からこういう色つきの物件が出てますから、それに基づいた反論ですから、別に聞いていても何言っただという感じしかなかったですね。

司会者：ああ。それは中身がこう訴えてこないという。

裁判員経験者7：そうですね。インパクトがなかったですね。

司会者：争いのない事件においては論告弁論は量刑を決める上で役に立ったのかどうかということが問題になるんだと思うんですけども、争いのない事件で論告弁論を聞かれてその後に行われて刑を決める評議に有益だったでしょうかという観点からいかがでしょうか。3番さん、いかがでしょうか。その刑を決める、量刑を決める評議をするときに、この論告弁論は有益だったでしょうかということなんです。

裁判員経験者3：私の事件は被告人が心神耗弱で精神状態が最終的にどうかということだったですから、そういう意味では評議をする前にその論告弁論を聞いて最終的にどう判断するかということでは有意義であったというふうには思います。

司会者：ありがとうございます。もう大分時間も押してしまいましたが、これぐらいでちょっと一つ目の論点は終わろうかなと思うんですが、太田検事や笠松弁護士から御質問ございますか、どうぞ。

笠松弁護士：笠松ですけども、休憩前の最後のところで2番の方が言われたところなんですけども、被告人調書を先に読み上げて、その後被告人質問をやったと言われて、それでニュアンスがちょっと違ったと言われましたね。そうすると、その被告人調書の内容と被告人質問で被告人自身が自分の口でしゃべった内容とどちらのほうの方が信用できると思われたのか、もしよかったら。

裁判員経験者2：どちらをというんではなくて，2つの，本人の言葉とその文面と，両方から判断をしたという感じなんですけども，要は本人さん，若干言葉足らずなところもありまして，その言葉足らずを文章が補ってはくれているんですけども，その文章というのはやっぱり読む人間によって実際にこのときに担当者，裁判員の中でのその文章に関してやっぱり取り方が若干違ったりしていた部分もありましたので，こういうふうに文章と本人の言葉と両方がデータとしてもらえれば一番いいなという意見だったんですけども。証人質問のときでもやはりこちらが質問した内容とそれから返事でいただく内容とがやっぱり違っている。質問する側も素人の質問ですし，答える被告人のほうも前に立ってということで，多分こちらの質問の意味を理解されてなかったのか，理解されているけどもその質問の答えがうまいこと言えなかったのかというふうなこともあったりしますので，そういうようなのを考えてもやっぱり文章と本人さんの意見というか，答えと両方聞けるほうがいいなというんですかね，どういうふうにちょっと表現していいか，はい，わからないんですけども。よろしいでしょうか。

笠松弁護士：2番の方と4番の方にお聞きしたいと思うんですが，評議のときに調書の内容を確認したりとか，それはされたのか，たくさんの調書，共犯者の調書だとかたくさんあったと思いますので，評議してる中であの人の調書の中身はこうだったんじゃないかというような，話し合いの中で調書の中身を確認したのかどうか，それを教えていただけませんか。

司会者：2番さん，どうですか。

裁判員経験者2：余り深くは確認はしていなかったと記憶してるんですけども，とりあえず，ここで，このときに，評議のときにいろいろ出てきた意見は共犯者が先に成人してる関係でそちらのほうが先に裁判，判決がおりていて，その判決の内容も弁護人のほうの最終弁論の中に出てきてるわけなんです。で，まあ，結局，全く頭を白にしてこの人の刑を決めようと言っているけども，やっぱりそういうふうに文章としてほんと先にこの人の刑，

共犯者の刑はこんだけですよというふうなことが出てきていて、ただ、まあただし書きとしてこれは変わる可能性もありますし、共犯としては重い刑ですよというふうなことが言われてるんですけども、やっぱり何も無いところから刑を決めるというのは私たちにとってはすごいやっぱり大変なことで、やっぱりこれをどうしても基準に考えてしまう。だから、それにとらわれないようにするのが逆に大変でした。ですから、調書よりもそっこのほうで時間をとったように記憶しております。

司会者：そもそも評議の中で共犯者が調書の中で何を言ってたかなあなんていうことが問題となる局面自体がほとんどなかったと、そういうことですかね。

裁判員経験者 2：そうですね、はい。

司会者：4番さんは争いがある事件なので調書が少ないんですけども、4番さんでよろしいんですか。

笠松弁護士：別にほかの方でも結構ですけど、適当な方がおられれば。

司会者：4番さんも何かありましたら、評議の中で調書で何て言ってたかなあということで調書を見ながら確認したということはあったかという。

裁判員経験者 4：調書はでも、検察官の調書は一応差し戻し。

司会者：いやいや、お聞きになっているのは被害者調書のことだと思います。

4番さんの事件で供述調書が証拠になったのはほとんど被害者。

裁判員経験者 4：のほうだけです。

司会者：ぐらいだと思いますので。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：あと何か管理人とかあったかとは思いますが。

裁判員経験者 4：ええ。

司会者：評議の中で調書の内容を見返したということはもうなかったということでしょうか。

裁判員経験者 4：そうですね。余りそれはなかったように思うんですけども、

はい。

司会者：笠松弁護士，それでよろしいですか。太田検事からはございませんか。遠藤裁判官からは。

遠藤裁判官：いや。

(2) 守秘義務について

司会者：よろしいでしょうか。そうしましたら，これで1つ目の話題事項は終了させていただいて，2つ目に入らせていただきます。2つ目，特に守秘義務についてお伺いしたいと思っています。

裁判員法によれば，裁判員等は評議の秘密，その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないということになっており，その義務はお仕事が終わった後も生涯にわたって続くということになっております。この義務に違反したときには特に個別の裁判官，裁判員の意見や意見の数などを漏らしたり，下した判決内容の当否を述べたりしたときには懲役刑を含む刑罰が科されると，こんな制度になっておるわけでございます。こういう制度になっているのは裁判員経験者に大きな負担になっているんじゃないかという意見も見られるところでございます。恐らく皆さん，裁判員の職務が終わった後，御家族とか職場の方，そのほか親しい方などに御経験をお話しになる機会があったらうかと思えます。もちろん，私どもとしては経験談はどんどんしていただきたいと考えているところなんですけれども，そのような際に守秘義務があるから率直に御経験をお話しになれなかったとか，守秘義務に触れないかと気になってしゃべっているとき負担だったとか，そういうことがありましたでしょうか。あるいはそういう御負担をおかけする守秘義務の制度について今後変えていったほうがよい部分があるというお考えがあたりでしょうか。そこのところをちょっとお聞きしたいなと思っております。どうでしょう，ちょっと順次聞かせていただければと思うんですが，1番さん，どうでしょう。

裁判員経験者 1：すごく難しいお話なんですけど、守秘義務に関しては当然職場とか帰ったら裁判員の経験者だということは皆わかるわけですから、仕事を抜けますので、それで聞いてきますけども、皆さんも多分いろんなところで聞いているからだと思いますけど、裁判員は守秘義務があるよねということであら、あんまり聞いてこられないんで、裁判員やっていてどうだったとかというようなその経験のことは聞かれることはありますけども、中身についてはもう皆さん聞いてはいけないんだと思ってるからまあいいのかなあと。ただ、感じるのは守秘義務って、先ほどあったように自分自身の身を守るというようなことも言われたんですけども、やっぱりしゃべったときに裁判の被害者の方とか、あるいは被告人の方とか、刑を終えてからのこともありますし、そういう面でも守秘義務というのは必要なんだろうなあとと思うのと、一方で裁判員をやって、あの評議をして、いろいろやっているんですけど、それがこの裁判員制度やるときにできるだけいい裁判にしていこうということの目的でスタートしたんですけど、余りそういうことがオープンにならない、透明性がどうなのかという問題も今言われていますけども、そのときに裁判員になった人たちにそのことについてどうですかとか、そのやったことはどうですかということ聞かれたらまた大変なので、そういう面では守秘義務があるのは楽だなあと、そのほうにとってはいいなというように思っています。この辺が、その3つが多分守秘義務にあるんで非常に難しい問題ですけども、個人的には守秘義務があるからといってそういう困ったなあとかというようなことは感じていません。あるほうがいいかなあと思っています。

司会者：ありがとうございます。じゃ、2番さん、いかがでしょう。

裁判員経験者 2：私の場合は守秘義務、職場の上司は逆に守秘義務があるからというよりも、裁判員で知り得た情報はどこにもしゃべったらあかんのやなあとというような感じでかなり大きく、それこそ私が裁判員で裁判に参加したということはわかっているけども、その裁判がどんな裁判でどういうふ

うなあれかというのは全くそれ自体何も漏らしてはいけないというような感覚でとられてましたので、いや、別に裁判、傍聴されてる方もいらっしゃるんで、その裁判の中で出たことは私もお話ししても構わないんですけどと言ったら、逆にああ、そうなんかみたいな感じで、一般的にはすごい私たちは何もしゃべってはいけないみたいな感じで皆さんとっていただいていますので、逆に守秘義務に関してはすごい私は楽をさせてもらいました。裁判終わりましたして普通の生活に戻ってからも特にこれといって、これが負担になってというようなことは今までなく過ごしております。守秘義務に関しては多分ないと逆にだめなんだろうなというふうには感じてるんですけども、人それぞれいろんな条件があつての犯罪だと思えますし、それはたまたま私の場合はほとんどが東京の方でしたので、逆に悪いとり方をすれば大阪で言っただれの知ってる人おれへんやろうみたいな、お母さんも本人もそれからそのお友達も関連した人皆東京やしというような、そういうふうな気にもなったりもしたんですけど、やっぱりふと思ったのは世間は広いようで狭いという、その言葉がふと頭をよぎったりしましたんで、やっぱり守秘義務に関しては私の担当したこういうふうなあれでは特に何も問題なく今までどおりでも大丈夫じゃないかなあというふうに思っています。

司会者：3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：今日いる人たちは私を踏まえて経験した人ですので、会社でもそうですし、これからのこともありますので、やっぱり経験したことをこれからやられる人たちにやはりある程度はいろいろと会話の中で伝えていかなきゃいけない。ただし、どこまでが守秘義務でどの範囲までしゃべったらいいのかというのを恐らく今でも個人差があるのではないのかなあと、そこら辺をもう少しこういうところを踏まえている人たちに伝えていってあげて、ここまではしゃべっていいんだよと、こういうところまでは言ったらいいんだよということをもっといろんな場面を通じて伝え

てあげたほうがいいのではないのかなあと、細かいところ以外は恐らくほとんどはある程度会話していいのではないかなあというふうには個人的には思っているんですけど、だれが何をということは別として、こういうことをやったよとか、ある程度こういう事件だったよとか、こういうふうに行われたよというその範囲がまだ恐らくいろいろとわかってはいないのではないのかなあと、そういうところをもう少し伝えてこれから経験される人にもう少し負担を軽くして参加していただくというようなふうに持っていったらいいのではないかなあというふうには思います。

司会者：あれでしょうかね、だれが何をというのがだめだという、これははっきりしているわけですがけれども、例えば大体みんなの意見は大差がなかったよとか、そんなような話になると非常に微妙になってくるわけですね。そこら辺がこうはっきりした線引きがないと、そういうことでございましょうか。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：じゃ、4番さん。

裁判員経験者4：もう今までの三方がほとんどのことを言われたんですけども、私も守秘義務はあるべきだと思います。被告人であろうと被害者であろうと、その人のどういうんです、人生というんですか、これから先のことがあるから、やっぱり守秘義務はあったほうがいいと思います。それとあんまり負担にはならなかったんは事実です。でも、裁判員裁判があるということはみんなにやっぱりもうちょっと知ってもらったほうがいいんじゃないかなという気はします。軽い気で受ける、参加するんじゃないで、やっぱり人の一生を決めることですから、だから、でも、裁判の内容まではしゃべられないでしょうけども、大方の概要、こういうふう意見も言えるんやよというふうなんはもうちょっとみんなに知ってもらったほうがいいかなという気はします。

司会者：ありがとうございました。じゃ、5番さんお願いします。

裁判員経験者 5：守秘義務はやはりあるほうがいいと思います。で、最初この制度が始まったころは守秘義務でみんな大変だと思っていたけど、私はそれほど大変だという感じはないし、最後に裁判官の方から公にされてるものは別に構いませんよと、この中でいろいろ協議したこととか、だれがどう言った、それはだめですよというふうなことで、最後にそういう線引きみたいな話をいただきましたので、意外とそんな守秘義務については負担は感じていません。

司会者：じゃ、6番さんお願いします。

裁判員経験者 6：裁判員の決まるまでは、候補者に選ばれたときはずうっと黙っておりました。で、裁判がもう終わりましたし判決も決まってからは言ってもいいいうて裁判官が言われてましたので、皆さん、お友達もかなり興味がありまして、まだちょっと3年で、まあ、こんなにあっちもこっちもいうあれがないので、皆さんいろいろとしたいいうことを言うたら、こういう中身は言えませんが、そのかなり緊張していい勉強になったというふうなこととか、こういうふうにして抽せんして、こういうふうにして集まって、呼び出しがあつてというようなことを皆さん、もう興味津々とお友達なんかは聞いてました。それで、まあ、そんなに、当たってもできるだけするようにとお勧めしました。

司会者：7番さんお願いします。

裁判員経験者 7：守秘義務そのものは必要かと思います。私のところも嫁さんが裁判所行って帰ってきたときにどうだったとそのぐらいで、職場でどうのこうのという話まではいかなかったんで、守秘義務そのものが皆さんわかっているんじゃないかなと思います。どうだった、どうだったというのは内容じゃなくて、その現象面において大変だったよというような形しか言えなかったんですけどもね。それで済んで終わってしまったというのが実態かと思います。ですから、やっぱり守秘義務はあつたほうがいいと思います。

司会者：ありがとうございました。守秘義務についての御意見をひとあたり皆さんからお伺いすることもできました。これも今後の議論の参考にさせていただきたいと思います。

(3) その他

司会者：さあ、これで2つの予定していましたが話題事項を終わったということになるかと思うんですが、太田検事や笠松弁護士から御質問ございませんか。どうぞ。

太田検察官：今まで裁判というと自分たちに余り関係がないというイメージを持たれていた方が多かったと思うんですけども、裁判員さんに選ばれて参加することによって意外に身近なところにあるんだなという感じを持たれたと思うんですが、例えばたまたま何かを、今後何かを目撃してしまって、あなた目撃者になったので証人に出てくれませんかというような話があったときにはじゃ、協力しようかなという気持ちにはなられたんでしょうか。その辺はちょっと感想を聞かせていただきたいと思います。

司会者：ちょっとランダムにお二人ほど聞きましょうか。4番さんどうですか。

裁判員経験者4：もし、そういうとき、そうですね、目撃者、できたらかわりたくないなというのが本音ですけども、でもやっぱりそのことに対して、目撃者ですよ。

司会者：ちょっと難しいですかね、今言われても。

裁判員経験者4：そうですね。済みません、答えが出ません。

司会者：いえいえ、2番さんどうですか。

裁判員経験者2：でも、自分が見たことを言うわけですから、まあ、避けて通れないものであるならもうそれはいいかなというか証言しないといけなんでしょうねという、逆の立場になるということもありますけど、でもそれも言葉悪いですけど仕方ないかなというふうには思っています。さっき検

事がおっしゃっていた，検察官の方が裁判所自体がこう身近になったって
いうふうなことをおっしゃったんですけども，私はその裁判所よりもこの
事件自体が身近になっているなというのをすごい感じまして，そのどちら
かというところやっぱりどうしても事件というのは身近にあるとは言いな
がらもやっぱり人ごと，人ごとですっていろんな情報を処理してきたん
ですけども，今回私が裁判員をさせていただいて本当に中に出てきてる人物，
自分の子供とほとんど年齢があんまり変わらないような人物で，また調書
を読んでも話の内容もひょっとしたらうちの子が友達と会話をしているこ
んな中にこういうふうなのが出てくるかというふうな感じでより一層事件
が自分の身近にあって，ちょっとしたことでその事件に手を染めてしま
うというのをすごい今回感じて，それがすごい裁判員をさせていただいて自
分にプラスになった面じゃないかなというふうに思っています。

司会者：太田検事，こんなところでよろしいでしょうか。笠松先生，どうぞ。

笠松弁護士：一つお聞きしたい，どなたでも結構ですからお聞きしたいん
ですけども，裁判員裁判をやるようになってかなり証拠の厳選ということが
されて，つまり証拠を絞るということですね。これまで裁判員裁判が始
まる前に裁判所に出されていた証拠よりも大分数を減らしていると，また
統合捜査報告書というようなものにつくり直したり，そういうことがされ
ているんですけども，弁護人として活動していてちょっと証拠が少な過ぎ
るんじゃないかという感想を持ったりすることもありますので，皆さん，
どうなんでしょうか。もっとほかに証拠があるはずなのに法廷にこれだけ
しか出てこないなというのは何かこう違和感といいますか，もっと証拠を
見たいなという感想を持たれなかったのか，そのあたりお2人か3人ほど
聞いていただけたらと。

司会者：まず争いがない事件のほうからお伺いしましょうかね。3番さん，
どうですか。

裁判員経験者3：それも事件によっていろいろとあると思いますし，多い少

ないというのは何をというと難しいんですけど、私は率直に裁判員制度になってからある程度検察側と弁護士側が事前によく、事前準備をよくされて、ある程度わかりやすくやっていただいているから、逆にそういうふうに少ないのかがどうかはわからないんですけどというふうに思ったんですけど。

司会者：御自分の担当なさった事件の中でもっとこういうものを出してあげればいいのにと考えたことは特になんかということですか。

裁判員経験者3：今回、私の事件はなかったです。

司会者：ちょっと争点が多い事件でお聞きしましょうか、5番さんどうですか。

裁判員経験者5：私は逆に聞きたいなあと、検察に聞きたいなというぐらいに思ったんですが、これ、騒音ということが問題になってはいますが、現実にはどれぐらい騒音が出ていたのか、測定されているのか、調べられたのかと思いますね。

司会者：そうすると、あれですね、周辺の人たちの聞き込みなんかもあったかもしれませんね。

裁判員経験者5：ええ、近隣の方のあれもどうだったのかとかですね。で、本人、音の問題というのは人によって感覚が違いますけどね。

司会者：確かにそういう事件でしたら、裁判員裁判が始まる前でしたら例えば周辺の人たち一人一人聞いて回って、本当に生活音、何でしょうかね、騒音がどれぐらい聞かれてましたかという供述調書が何かいっぱいどさつと請求されたりすることがあったと思うんですが、そういうのは。

裁判員経験者5：どさつとは要らないんですけど。

司会者：裁判員裁判になってからはもうなくなっていますけど。

裁判員経験者5：実際どうだったのかとか、まあ、データがあるのか、それとも1階の騒音の被害者から3階ですからね、本当に、じゃ、2階の方どうだったのかですね。それから時間帯はどうだったのかとかというのは逆に

聞きたいぐらいだったですね。

司会者：ちょっと足りないんじゃないかと感じられたということですね。

裁判員経験者5：単なる騒音だという話でですね。そういう感じはしましたですね。それから竹刀を振り上げられたということですが、日本のこの基準法からいきますと、そんなに竹刀を振り上げるような居室の中では天井高がないはずなんですよ、本当にどういう振り上げしたのかというようなことも実況見分調書の写真では振り上げてないし、そういうところがちょっと被告人にも聞いたんですけど振り上げられました、振り下ろされましたというだけでですね。

司会者：実験をやった証拠がないということですね。

裁判員経験者5：ええ、その実況見分は吹田警察署のほうで写真を見たんですが。

司会者：現場で実際に振り上げてみた写真がないということですね。

裁判員経験者5：ないです、はい。そういうような警察なり検察は調べられてるだろうという、そういうのがちょっと。

司会者：お感じになったと。

裁判員経験者5：はい。

司会者：同じく争点が多い事件、4番さん、どうでしたでしょうか。

裁判員経験者4：今は余りにもちょっと争点、事件が幾つもあったんで、被疑者の人は1人なんですけども、事件性が4つもあったんで、そうですね、もうちょっとそういう意味ではあってもよかったかなとは思いますが。

司会者：当然、証拠をふやすと日数もふえるわけなんですけれども、それを考えてももうちょっとあってもよかったかなという感じですかね。

裁判員経験者4：はい。

司会者：笠松弁護士、こんなところでよろしいでしょうか。遠藤裁判官ありますか。

遠藤裁判官：いや，特に。

3 裁判員経験者からのアドバイス

司会者：よろしいですか。そうしましたら，これで予定していた話題事項については終わりますが，せっかくお越しいただきました皆さんからこれからの裁判員制度をよりよきものにしていくためにこういうふうにしてほしいとか，こういうところをちょっと考えてもいいんじゃないか，そういったアドバイスなどありましたら最後にお聞きして終了としたいと思っております。その他何でも，きょうお越しになってこれ言っておきたかったということがありましたら言っていただけたらと思います。これも順次お伺いしようかと思えます。7番さん，どうでしょうか。何もなければ何もなくて結構でございます。

裁判員経験者7：私の場合は別に当事者が1対1という中の，あと取り巻きの何人かしかなかったんで，事実面がもう実際ぶすっと刺してるということが実証されてますので，証拠，どうのこうのという形はなかったですね。

司会者：今後の裁判員制度についての御意見というものも特にございませんか。

裁判員経験者7：別にそう複雑な形はないですわ。

司会者：じゃ，6番さん，いかがでしょうか。何か私たちに向けてのアドバイスなんていうものがありましたら。

裁判員経験者6：呼び出しで単純に行きますわね。そこで6名がぱっと決まりますわね。そのときにもしかしたら20代の人が女性ばかりが5人とかなる可能性もありますわね。

司会者：あります，ええ。

裁判員経験者6：私が思ったのはやっぱり年齢とか人生の経験とかいろんなことで評議のときの意見がいろんな，そしてまた若い人の事件やったら若

い人がいるときもありますし、そやからせめて男女3名ずつ、できたら20代、30代に男女1人ずつ、40代、50代に1人ずつ、また60代以上男女1人ずつの、それぐらいの分ける範囲があってもいいんじゃないかなあと思いました。

司会者：なるほど、ありがとうございました。じゃ、5番さん。

裁判員経験者5：裁判の関連でちょっと私のどこまでという疑問を持ったのは被告人に質問するときどこまで聞いたらいいのかと、その次から次と聞いていくと、何か尋問のような感じになるから、そこにちょっと。

司会者：問い詰めているみたいになっちゃうんですね。

裁判員経験者5：ええ、そうなんです。だから、それにちょっとどこまでというのは疑問に思いました。それから裁判員制度についてはいい経験もしたので皆さんやはり、それと裁判所というのは何となく嫌だなというイメージがあったんですけど、やはりだんだん変わってきてるから、ほかの知り合いなんかもね、いい経験になったから、もう当たれば行ったほうがいいよというふうに言っております。

司会者：ありがとうございます。じゃ、4番さん、お願いします。

裁判員経験者4：一応裁判員裁判の経験ができたのは自分自身はすごくいい経験だったなとは思っております。また、それでこれからいろんな人にやっぱりこういうことも経験していただきたいなと思うんで裁判員制度というのは続けていってほしいなと思います。

司会者：ありがとうございます。じゃ、3番さん。

裁判員経験者3：私、2番の人が言われたのとよく似てるんですけど、というか、ちょっと違うかもわからないんですけど、私がやった裁判は結構年代がバラエティーに選ばれたなと、ただ、ちょっと抽せんの仕方が公平ですよと言う割には皆さんの参加された前で公に抽せんしなかったなというのが本当に、その何と申しますかね、最終的に質疑応答で最後あるんですけど、そこの中である程度何か人選されて選んだのかなという、ちょっと

疑問的なところもうかがえたから、本当に公平であればみんなの前で抽せんされたらいいのではないのかなというふうには一つ感じました。

司会者：あの、公平です。それは間違いはございません。ですが、確かにおっしゃるとおり、福引きをするときのようなガラガラぽんという、こういうみんなが見ている前で、間違いないでしょう、間違いなくランダムにやっていますよという、その儀式はないんですね。

裁判員経験者3：そうですね。いきなりモニターに番号が発表されたから、空白の時間はどうやられたかというのは実際には思いました。

司会者：ええ。実際にはどうやっているかということとパソコン上にくじ引きソフトがありまして、パソコン上のくじ引きソフトに皆さんの番号をほうり込んでボタンを押すとぱっと出るという、まあそういう仕組みなわけなんですけれども、その画面、まあ、仮にガラガラぽんというようなやり方、それに近いやり方ですとすればその画面を皆さんにお見せしながらボタン、最後の、さすがに番号を入力するところはお見せするわけいかなと思うんですが、欠格事由ではねられた方とかわかってしまいますので、そういうわけにはいかないですけれども、ただ、最後のボタンを押すところを皆さんにお見せするということはあり得ると思うので、まあ恐らく今の御指摘はそういう、そもそもパソコンでやるということがブラックボックスになっちゃうんで。

裁判員経験者3：そうですね。一番いいのは本当は参加した人たちが1人ずつね、引いて。

司会者：そういうことですね。あみだくじなんかをですね。

裁判員経験者3：当たったかどうかというのを、私はそれが本当の公平ではないのかなと、やり方はそう思いました。あと一つはせっかく裁判に参加して一審はみんな経験したけど、その後、控訴されたかどうかというのが、どうしたのかなあとというのがせっかく参加したけどわからない。で、その後どうなったのかなって、せっかく裁判を経験したけど何でそこはじゃ、

参加した私たちはわからないのって、そこをもう少しどうなったかを私は知りたいなというふうに個人的には思っております。一応、以上です。

司会者：控訴については遠藤裁判官，どうしているんですけど，控訴のお問い合わせに関して。

遠藤裁判官：多分，ここは個別のルールが決まっているところではないと思うんですけども，私のところでやっているのは確定したらお手紙を出して確定しましたというお伝えはするようにはしていますけれども。

司会者：お手紙を出されているんですか。

遠藤裁判官：私の部ではですね。

司会者：ああ，そうですか。

遠藤裁判官：手紙がなかったら控訴されたと思ってくださいと。だから，控訴されましたという御連絡は若干気が引けるところがあって，いい知らせだけお知らせしていますからという感じ。結構，部によって少し扱いが違うのかも，そこは今，ばらばらなのかなとは思いますが。

司会者：私のところでは個別にお問い合わせがあればお答えしているということで，お問い合わせがあればお答えしますというアナウンスはしてないですけれども。

裁判員経験者3：それは最後あれなんですかね，裁判長のほうから最終的に参加した人たちにそういうふうに説明されてるケースとされない裁判長といるということなんですかね。

司会者：そうですね。そこはちょっとルール化されてない。

裁判員経験者3：私のときはなかったです。もし気になるんだったらお問い合わせくださいというのはなかったですから，ちょっとそこのところはどうなっているのかなというふうに私はちょっとそれが，思いました。

司会者：なるほど，ありがとうございます。2番さん。

裁判員経験者2：一応，内定というか，最初に書類とか来て，次に具体的なのが来ますよね。今ふと思ったのはそのときに裁判員を経験された方の意

見みたいなの、感想みたいなのがちょっと入ってたらそういうふうな感じなんかなというのがわかって、いただく書類というのは裁判員というのはこんなもんですよという説明はあるんですけども、実際に経験された方の感想というのがなかったんで、極端な話、大変でしたけど勉強になりましたとか、こういうふうに思っていたけど実際にやってみたらそんなにしんどいもんじゃなかったですよみたいな、そういう程度でも構わないんで、生の声が入っていたらもっと受けるこちらとしてもあれかなて、どんなんやろうなていうその不安の部分というのがすごい減って、もうちょっと浸透するのかなて。何か自分の周りに裁判員を経験された方がいらっしやらないのか、いらっしやってもしゃべっておられなくてこっちが気づいてないのかがわからないんですけども、やっぱり同じ経験者の自分から言う必要はないにしても、もっと浸透させていくようなことができればいいかなという、余りにもテレビではやっているけど自分には関係ないものというふうな感覚でとらえられてしまっているんで、それがすごいこんな経験二度と、本当に二度とできない経験なのでもったいないなというふうには思います。

司会者：ありがとうございます。じゃ、1番さん。

裁判員経験者1：裁判員制度、実際、裁判員制度になる前がどうで、これが入ってきたからどうなったというのが経験して言うことではちょっとよくそれだけでは軽々に申し上げることではないのかもしれないかもしれませんが、やっぱり裁判ですから法律のプロの方がいろいろ考えてやられるところがあると思いますので、ぜひ3年たって、こういう場もそうなんですけども、評論家とかマスコミの側からじゃなくて、当事者の方のほうからこの3年間なりやってきたとき、以前この裁判員制度を入れることによってこういうことを目指してたということに対してどうだったのかという検証をしてもう少しアピールしていただくということが裁判員制度がもう少しよくなっていくのかなあと、そういうことができれば透明性とかいう部分も確

保できるのかなあというような感じを受けました。先ほど言われた3番の方が言われたように私も、これは個人的なことになるんですけども、控訴されたのかどうかあと、これは興味というよりは自分が皆さんと評議して結論を出した部分ですので、実際どうなのかなあと、その後どうなっていくのかなあということはやっぱり素人の中で評議したことで、それで正しかったんかどうかということにつながってくると思いますし、実際、責任能力を問うことをやっていたから、どっちともとれていけるわけで、もしかしたら裁判員がいなかったらどっちに行ったんだろうなあという感じがしないでもないですから、その辺は知りたいというか、その辺をはっきりさせるほうがその裁判員の判断というのが妥当なのかどうかというのがわかりやすくなるんじゃないかなあというように感じています。

4 記者からの質問と応答

司会者：ありがとうございます。ちょっと私の司会の不手際で随分と時間を超過してしまいました。申しわけございません。この後、もうしばらくちょっとお待ちいただきたいと思います。報道機関の方から御質問がありましたらどうぞお願いいたします。御質問はございませんか。そちらの方。

記者：5番の方にお伺いしたいんですけども、動機について非常に御関心がおありだったようなんですけど、大きな争点としては、情状面になるんですけど、挙げられていなかったわけなんですかね。責任能力や殺意以外に。

司会者：責任能力や殺意が争いになっておりますので、通常動機が何かということは殺意の争点の中、それから責任能力の争点の中では当然問題になっているかと思うんですけども、それとは別に争点になっていたかという御趣旨なんでしょうか。

記者：そうです。まあ、御自分の中でどういうふうに、弁護人の方との間でどういう争いになっていたかという点と、まあ、きちんと解消されていっ

たのかなというところをちょっとお伺いしたいんですけど。

司会者：5番さん，どうなんでしょう。動機については検察官と弁護人との間では意見の対立はあったんですか。

裁判員経験者5：いえ，それはなかったと思います。で，私は騒音だけが動機になったのかなというふうに私が疑問に思いましてね，それで被告人にも質問したんですよ。

司会者：なるほど，そうすると，公判前整理手続の中では動機は争点じゃないというふうに整理されちゃったんだけど，裁判員から見られたら，いや，そこ本当にそんなふうに争わない，これで決まりってしちゃっていいんだろうかと疑問を感じられるような状況だったんですね。

裁判員経験者5：入居されたのが平成17年ですよ，で，騒音のあれが出てきたのが20年ごろですから，その間に何もなかったのかと，騒音以外に。それでそういうマンションの中でのおつき合いだとか，被告人の方も飲みに行ったりとかマージャンをやったりとかやっていますよというような話だったので，そういうふうなおつき合いはなかったんですかと，そこで何かトラブルがあったんじゃないかというような質問をしたり，それで犯行については後悔してるけど，殺したことについてはそれほど，憎くて，まだ今でも憎しみがあるというようなお話だったんで，相当これ何かあるんじゃないかなと。だから単なる騒音だけでですね。

司会者：そこまで思うだろうかということですね。

裁判員経験者5：ええ，私はそう疑問に思いましたので，そういう質問をしたんで，先ほど言いましたように問い詰めるような聞き方になったらまずいからということですね。

司会者：わかりました。よろしいでしょうか。まず，今の方はよろしいでしょうか。

記者：はい。

司会者：じゃ，どうぞ。

記者：2番の方にお伺いしたいんですが、このほかの6つのケースというのは殺人ですとか殺人未遂ですとか、いわゆる報道で結構目にすると思うんですけど、まあ、営利目的覚せい剤密輸入とかというのはなかなかふだん生活してる中で目にしないでしょうし、覚せい剤というものに接するというのも恐らく人生の中で初めてになることだと思うんですけども、そういった点でほかの事件と比べるということはなかなかできないかと思うんですが、気にかけてのこととか気をつけたこととか、何かおありだったらちょっと教えていただきたいかなあと。

裁判員経験者2：特にというんではないんですけど、やっぱり私たち覚せい剤というのはイコール暴力団みたいな、そういう構図が知らず知らずのうちに定着してるような感じで、使う人間はすごい若年化して低層にまで広がってはきてるけども、それを日本に持ち込んでくるというのはある程度特定の人というふうな感覚がすごい強かったものですから、調書の中でも1人の人はそれっぽい感じはしていても、そうだというふうな断定は出てませんでしたし、あとの仲間に関しても中学校のときの同級生であるとか、そういうふうな感じなんで、事件的には何ていうんでしょうね、覚せい剤とかというのは自分の生活には全く縁のないものですが、その事件を起こした人間というのはもうすぐ自分の近くにいてる、そういうふうな感覚で今回のこの裁判を担当させてもらいました。

司会者：よろしいでしょうか。ほかにございますか。そちらの方。

記者：きょうは貴重なお話ありがとうございます。2番の方にお伺いしたいんですが、1番の方、3番の方がおっしゃっていたように、その後控訴されたとか、被告人がその後どうなっていったのかというのを多分知りたいという意味があると思うんですけども、例えば2番の事件でいうと、未成年がかかわっていた、特に何か子供のような年齢でとおっしゃっていたと思うんですけども、社会復帰であるとか、その後その少年がどうなっていくのかということをやっぱり考慮しながら、あるいはこういうところを気

をつけたという部分ってありますか。

裁判員経験者2：一応、まあ、本人だけを終了させて社会復帰というのは一応基本的にはお母さんのきちんとした協力と本人がこれから資格を取る勉強をして、その資格をもとに生活をしていくようにするというふうなことを言っていましたので、それに期待をするというか信じて、若い人ですのでやり直してほしいなあという思いはすごかったですし、また、控訴に關しましては多分、たしか判決を言い渡して部屋に戻ってきた後なんですけども、公ではなく裁判長のほうから弁護士から控訴というふうに話が出るから、また右陪席、左陪席の方にそのつもりで手続きするというふうなことをちらっとおっしゃっていましたので、私はそれで、ああ、やっぱりなと、話の内容、裁判の内容からしても絶対ここで終わるわけじゃなくて、上に行ってまだ争うだろうなという予想のもとで、そのとおりになったというふうな気はしたんですけども、やっぱり一番複雑だったのは控訴するんやったら私らの出した判決は何だったのというような、そこまでひどい感情ではないですけども、やっぱりそういうのというのはすごくそのときは一生懸命考えて考えて、素人で、裁判官の方、プロの方もいらっしゃる中で、その中で決めたけれども、そんなに即座に控訴って言われると、ちょっとえってというような気持ちもあったのは事実です、はい、で、よろしいでしょうか。

記者：やっぱり少年だから難しいという点はありましたかね。

裁判員経験者2：そうですね。ただ、犯行当時は未成年でしたけども、実際に裁判を受けているときはもう本人成人していましたので、だから未成年だからどうこうというよりも、その成人して間もない、これからまだまだ人生を過ごしていかないといけない年齢だからというふうなところで見ていましたけども。

記者：ありがとうございました。

司会者：よろしいでしょうか。皆さん、よろしいでしょうか。

それではこれで本日の意見交換会を終了いたします。裁判員経験者の皆さん，本日は本当にありがとうございました。皆さんからいただいた御意見は裁判員制度を今後より一層よいものにしていくためにぜひとも使わせていただきます。また，今後とも裁判員制度発展のために御協力いただければ幸いです。どうかよろしく願いいたします。

本日は本当にありがとうございました。

以 上